新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本設計業務委託事業者 選定プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1)業務名

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本設計業務(以下「本業務」という。)

(2)履行期間

契約締結日から令和8年8月31日(月)まで

(3)契約限度額

51,500,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) (うち令和7年度分28,100,000円、令和8年度分23,400,000円)

(4)業務の内容

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本設計業務委託仕様書(以下「業務委託仕 様書」という。)のとおり

(5) 参考資料

新「道の駅」かんおんじ(仮称)基本構想

https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/54/43717.html

新「道の駅」かんおんじ (仮称) 基本計画

https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/54/59409.html

2 実施スケジュール

期 日 等	内 容	
令和7年7月1日(火)	公告、実施要項、業務委託仕様書等の掲示	
令和7年7月1日(火)	が明っな仕他間	
令和7年7月14日(月)	質問の受付期間	
令和7年7月16日(水)	質問の回答期限	
令和7年7月22日(火)	参加申込書等の提出期限	
令和7年7月24日(木)	一次審査結果通知書の発送日	
令和7年8月5日(火)	提案書の提出期限	
令和7年8月8日(金)	プレゼンテーション及びヒアリング	
令和7年8月13日(水)	二次審査結果通知書の発送日	
令和7年8月19日(火)	契約締結(予定)	

3 応募資格

- (1)過去10年(平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了)において、 面積5,000㎡以上の公園、緑地、広場又はこれに類する施設に関する設計業務を1 件以上受託し、適切に履行した実績を有していること。
- (2)過去10年(平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了)において、

- 延べ床面積1,000㎡以上の道の駅又は同種施設に準じると判断できる施設(高速道路のサービスエリア等)の新築の建築物に関する設計業務を1件以上受託し、適切に履行した実績を有していること。
- (3)過去10年(平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了)において、 事業認定申請図書作成業務を1件以上受託し、適切に履行した実績を有していること。
- (4) 建築士法(昭和52年法律第202号)第23条の規定により,一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 令和7・8年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント設計業務)(以下「入札参加者名簿」という。)のうち、「建築」及び「土木」の区分に登載されていること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7)本プロポーザル期間中において、本市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8)関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止若しくは事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (9)手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年を経過しない者又は提案書の 提出期限前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (10) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (11) 次に掲げる団体でないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号及び第6号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなく なった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条の公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
- ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的 としている団体
- (12) 複数の団体による申請の場合、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体若しくは共同企業体 (JV) (以下「グループ」という。) として申請 し、代表者には「土木」を担当する者を充てること。

- イ 全ての構成員は、上記3(6)~(11)の要件を満たすこと。
- ウ 上記3(1)~(4)それぞれの要件については、いずれかの構成員が要件を満 たすこと。
- エ 全ての構成員は、入札参加者名簿のうち「建築」、「土木」の両方若しくはいずれ かの区分に登載されており、かつ、グループとして、構成員により「建築」及び「土 木」の区分への登載が満たされること。
- オ 構成員は、他のグループの構成員及び単独でプロポーザルに参加していないこと。

4 質問の提出及び回答

(1)提出方法

本募集プロポーザールに関して質問しようとするときは、質問書(様式1)に 質問事項を記載し、ファイル名を「道の駅基本設計業務 質問」に変更の上、プロジェクト推進課へ電子メールで提出すること。

(2)提出期間

令和7年7月1日(火)から同年7月14日(月)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

提出された質問については、市ホームページにて随時回答するものとし、質問 の最終回答日は、令和7年7月16日(水)とする。

- (4)注意事項
 - ア 質問者(担当者)が不明の場合は、回答しない。
- イ 回答は、質問者が特定されない形で行う。
- ウ (1)の電子メール以外の方法による質問及び提出期間終了後の質問は、受け付けない。

5 参加申込書等の提出

(1)提出期間及び提出方法

令和7年7月1日(火)から同年7月22日(火)までとする。なお、持参により提出する場合の提出時間は、観音寺市の休日を定める条例(平成17年観音寺市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、書留郵便など配達記録が分かる手段により令和7年7月22日(火)午後5時までの必着とする。この場合において郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

(2)提出場所

観音寺市役所本庁4階 観音寺市政策部プロジェクト推進課

- (3)提出書類 各1部
- ア 参加申込書(様式2)
- イ 委任状(様式3)

- ウ 参加者構成概要表(様式4)
- エ 業務実績表(土木)(様式5)
- 才 業務実績表(建築)(様式6)
- カ 業務実績表(事業認定)(様式7)

業務実績(第6項及び第8項を考慮して記載すること。)については、過去10年(平成27年度から令和6年度まで)の実績のうち、それぞれ最大2件までとし、記載内容が確認できる書類(契約書の写し、工事カルテ等)を添付すること。

6 一次審查

(1)参加資格審査の方法

上記5(3)の提出書類に基づき、次のとおり参加資格に係る審査を行う。

- ア 提出書類等の内容が、実施要項に定められた資格要件を全て満たしており、か つ内容も合致していること。
- イ 実施要項に定められた内容が、全て記載されていること。

(2)業務実績審査の方法

上記6(1)を満たす者が4者を超える場合、上記5(4)「エ 業務実績表書(土木)(様式5)」及び「オ 業務実績表書(建築)(様式6)」により書面審査した評価点の合計により、上位4者を二次審査対象者とする。

ア 書面審査の評価基準

契約1件につき、下記の評価点表により評価点を算出する。合計点数が同点の 場合、契約金額の一番高い業務がある者を上位とする。

評価点表

(土木)

十批而積

上心田识	に国これ
30,000 ㎡以上	5点
20,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	4点
10,000 ㎡以上	3点

(建築)

延べ床面積	評価点
3,000 ㎡以上	5点
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	4点
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	3点
1,000 ㎡未満	1点

(3) 一次審査結果の通知

<u>20,000 ㎡未満</u> 10,000 ㎡未満

- ア 令和7年7月24日(木)に、第一次審査結果通知書を発送するとともに、電子メールで通知する。
- イ 落選者には、第一次審査結果通知書にその理由を記載する。

1点

ウ 落選者は、落選の理由について説明を求めることができる。その場合、令和7年8月4日(月)午後5時までに、落選理由の説明を請求する旨を書面により提出するものとする。本市は、当該請求があった場合は、これに対し、速やかに回

答を行う。

7 提案に係る書類の提出

一次審査を通過した参加資格者は、次のとおり提案に係る書類を提出すること。

(1)提出期間及び提出方法

令和7年7月24日(木)から同年8月5日(火)までとする。なお、持参により提出する場合の提出時間は、本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送で提出する場合は書留郵便など配達記録が分かる手段により令和7年8月5日(火)午後5時までの必着とする。この場合において、郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

(2) 提出場所

観音寺市役所本庁4階 観音寺市政策部プロジェクト推進課

(3) 提出書類及び部数

ア 提案審査書類提出届 (様式8) 正本1部

イ 管理技術者業務実績表(土木)(様式9) 正本1部

ウ 管理技術者業務実績表(建築) (様式10) 正本1部

上記イ・ウの業務実績(第8項を考慮して記載すること。)については、管理技術者又は主任技術者として過去10年(平成27年度から令和6年度まで)の実績のうち、土木については最大2件まで、建築については1件とし、記載内容が確認できる書類(契約書の写し、工事カルテ等)を添付すること。

工 提案書

(ア) 実施方針(様式11)

正本1部、副本9部

「組織体制」「円滑な業務実施」について、別紙「審査基準及び評価基準」 等を踏まえ、具体的に記載すること。

また、提案者を特定又は判別できるような記載等を一切行わないこと。

(イ) 特定課題 (様式12)

正本1部、副本9部

「基本目標・整備方針を踏まえた施設整備」「コスト(ライフサイクルコスト)管理」「建設候補地周辺との調和」「環境負荷低減」「スケジュールや建築におけるフレキシビリティの考慮など」について、別紙「審査基準及び評価基準」等を踏まえ、具体的に記載すること。

また、提案者を特定又は判別できるような記載等を一切行わないこと。

才 提案見積書(様式13)

正本1部

当該業務に必要な全ての経費を見積もること。また、その積算内訳を任意の様式にて、添付すること。

(4)注意事項

- ア 提出書類は、1部ずつまとめること。
- イ 別紙「審査基準及び評価基準」に基づき提案すること。
- ウ 1提案者につき、提案は1案とし、複数の提案はできないものとする。

- エ 枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるよう配慮するととも に、ページ番号の記載等を行うこと。
- オ カラー表示がある場合はカラー複写とすること。
- カ 使用する文字については日本語を使用するものとし、フォントサイズ等につい ては任意とするが、読みやすく分かりやすい書類作りに努めること。
- キ 日本産業規格A4版縦置き、横書き、左綴りとする。資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとすること。
- ク その他、記載漏れ、書類の未提出等の書類の不備は、審査時の減点又は失格の 対象となる場合があるので注意すること。

(5) その他

- ア 参加申込書等の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。なお、本市は本プロポーザルを辞退した者に対して、これを理由に不利益な取扱いをすることはない。
- イ 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明 を求めることがある。
- ウ 提出された書類は、返却しない。
- エ 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提 案者の責任において処理すること。
- オ 本市は、本プロポーザルの前において、天災地変その他やむを得ない事由が生 じたときは、本プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。こ の場合において、参加申込者に生じた損害は、当該参加申込者の負担とする。
- カ 提出された書類のうち、副本については、正本と同内容のものとみなし、新 「道の駅」かんおんじ(仮称)基本設計業務委託プロポーザル評価委員会(以下 「委員会」という。)の委員にそのままの状態で配布するため、内容の確認は申請 者の責任において行うこと。

8 二次審査の方法

- 二次審査は、委員会がプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリングを評価 する方法により実施する。
- (1) プレゼンテーション及びヒアリングについて
- ア 実施日

令和7年8月8日(金) 時間はプレゼンテーションの順番による

イ 実施場所

観音寺市役所本庁4階 防災対策室

ウ 控室

観音寺市役所本庁4階 401相談室

工 準備物

パソコンを使用する場合は、各提案者が準備すること。なお、プレゼンテーションに使用するモニター(60インチ程度)及びHDMIケーブル(5m)は本市が準備する。

オ プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、上記7の提案に係る書類を受付けした日時の順に決定するものとし、電子メール等で通知する。なお、提出書類を郵送により同日に受付けた場合は、市が抽選を行い受付けの順を定めるものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの方法

ア 実施時間

各提案者40分程度

(プレゼンテーション25分以内、ヒアリング及び質疑応答:15分程度)

イ 出席者

各提案者4名以内とする。ただし、管理技術者となる者は必ず出席すること。

ウ 使用資料

上記7(3)の提出資料のうち、エのみ(当日の追加資料等の持込は不可とする。)とする。

ただし、パワーポイント等を使用して拡大投影することは可とする。

エ その他注意事項

提案者が特定又は判別できるような発言等を一切行わないこと。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの時間(予定)

番号	時間	番号	時間
1	午後1時15分~午後1時55分	2	午後2時5分~午後2時45分
3	午後3時~午後3時40分	4	午後3時50分~午後4時30分

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの評価基準

別紙「審査基準及び評価基準」に基づき評価・審査を行う。

なお、委員会は、各提案者の提案書に基づく提案の優劣について、協議を行わず、各委員の判定に基づく評価点以外の事由により合計点の修正等は行わない。

9 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定方法

委員会は、上記8(4)の評価点の合計により提案者の順位を決定し、1位と なった提案者を受託候補者として特定する。

ただし、合計点が満点の6割以下の者については対象外とし、満点の6割を超える者が1者である場合は当該1者を受託候補者として特定する。

(2) 二次審査結果の通知

令和7年8月13日(水)に、第二次審査結果通知書を発送するとともに、電子メールで通知する。

10 受託候補者決定後の手続き

- (1) 受託候補者と契約の交渉を行う。なお、契約書添付の業務委託仕様書について は、受託候補者の提案を踏まえ協議の上決定する。
- (2) 受託候補者決定後、契約締結までの間に受託候補者が本実施要項で定める応募 資格の要件を満たさなくなった場合は、受託候補者の特定を無効とし、契約を締 結しないことがある。
- (3) 受託候補者が契約を締結しないとき、又は本業務の遂行に支障があると判明したときは、次点の参加資格者を受託候補者として契約の交渉を行う。この場合において、次点の参加資格者がいないときは、受託候補者の該当なしとして取り扱うものとする。
- (4) 市は、本プロポーザルの結果について、受託候補者と契約を締結したとき、又は、受託候補者が該当なしとなったときは、市ホームページにおいて、受託者の 名称及び審査結果の概要を公開する。

11 契約保証金

契約時に必要となる契約保証金については、観音寺市契約規則第28条第1項の規定を適用する。ただし、同規則第29条第3号に該当する場合は免除する。

12 業務実施上の条件

- (1) 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ 承認を得なければならない。
- (3) 管理技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (4)参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を開示又は漏えいしてはならない。

13 その他特記事項

(1)費用負担及び報酬について

本プロポーザルへ参加することにより発生した費用は、提案者の負担とする。 また、提案書類の提出に関して、報酬は支払わないものとする。

- (2) 提出書類の取扱いについて
 - ア 提案書類の追加・差替え・再提出は、提出期限日を過ぎては認めない。ただ し、本市から追加資料を提出するよう要請等があった場合は、速やかに応じること。
- イ 提出書類作成のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用 してはならない。

- ウ 提案者から提出された提案書類の著作権は、原則として提案者に帰属し、本市 は無条件でその使用権を持つものとする。
- エ 提案者名及び提案書類については、受託者に限らず情報公開の対象となる。
- オ 情報公開において、提案者の正当な利益が害されるおそれがあると本市が認め た情報については、非公開とする。
- (3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 提案書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為が あった場合
- エ プレゼンテーションにおいて、理由なく指定された時刻までに出席しなかった 場合
- オ 見積書に記載された金額が契約限度額を超えた場合
- (4) プロポーザル提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

- ア 実施要項に定める手続、手順、期限等を遵守しない場合
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 提案書類に虚偽又は履行不可能な内容が記載されている場合
- (5) その他
- ア 本市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 実施要項に記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
- 14 受付及び問い合わせ先

 $\mp 768 - 8601$

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市政策部プロジェクト推進課(観音寺市役所4階)

TEL: 0875-23-7577 FAX: 0875-23-3920

E-mail: project@city.kanonji.lg.jp